

監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人MamaCan（以下「当法人」という。）における、監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、当法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、当法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(理事の職務執行の監査)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

(業務、財産の監査)

第4条 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び関係部署に対して事業の報告を求め、又は当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査することができる。

(理事等の協力)

第5条 理事及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。
2 理事又は理事会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

(事業報告及び決算等の監査)

第6条 監事は、第3条及び第4条の監査の他、各事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類について監査を行う。

(監査方法)

第7条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・報告の聴取等により監査を行う。

(理事会等への出席)

第8条 監事は、理事会及び総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
2 監事が前項の会議に出席できなかったときには、理事長からその審議事項等について、速やかに報告を受けることができる。

(理事会に対する報告義務等)

第9条 監事は理事の職務執行を監査した結果、次の各号に該当する事実があると認めるときは、速やかにその旨を理事会に報告しなければならない。
(1) 不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあるとき
(2) 法令若しくは定款に違反する事実があるとき
(3) 著しく不当な事実があるとき
2 監事は、前項の事実について理事会が是正等の措置を講じているかの報告を、理事長から受けることができる。

(理事会の招集請求)

第10条 監事は、前条第1項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。なお、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集の手続きが行われない場合に

は、自ら理事会を招集することができる。

(理事会の招集通知)

第11条 前条後段により監事が理事会を招集するときは、開催日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事に対して通知しなければならない。

(差止請求)

第12条 監事は、次の各号に該当する項によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

- (1) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をしたとき
- (2) 理事が前号の行為をするおそれがあるとき

(総会に対する報告義務)

第13条 監事は、総会に提出される議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項又は著しく不当な事項若しくは不正の行為があると認めるときは、その調査結果とその扱いを総会に報告しなければならない。

(総会における説明義務)

第14条 監事は、総会において正会員から説明を求められ、又は質問を受けた場合には、議長の議事運営に従い、法令で定める場合を除き、必要な説明又は回答をしなければならない。

(監査報告)

第15条 監事は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類の監査を行ったときは、監査報告を作成する。監事の間で異なる意見がある場合には、それぞれの意見を監査報告に記載する

- 2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監事全員が記名押印をするものとする。
- 3 幹事は前2項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

(細則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。(令和2年5月理事会決議)